

令和7年9月総会議事録

1. 招集通知日 令和7年8月25日
2. 開催日時 令和7年9月25日（木）午後1時30分から午後2時15分
3. 開催場所 もみじホール2階 会議室2
4. 出席委員 (農業委員12名)
会長 8番 高橋 正
会長職務代理 1番 岡部 公史
副会長 2番 綱野 和夫、4番 古家 勝夫
3番 木田 好美、5番 佐藤 稔、6番 守屋 光泰
10番 奈良 壽弘、11番 高橋 範朗、12番 小俣 億学、
13番 石井 太郎、14番 富澤 太郎
- (推進委員14名)
細川 正一、上條 政教、小田 廣幸、大庭 正廣
中村 誠、大神田 眞、不動田 典、平本 美好、原田 芳仁
小俣 和利、山下 雅一、上原 千歳、高橋 純一、
白鳥 孝雄
5. 欠席委員 (農業委員2名)
7番 小俣 幸市、9番 山崎 範夫
6. 議事日程 第1. 議長選出
第2. 議事録署名委員の指名
第3. 農地法に基づく許可案件の審議
第4. その他
7. 出席した農業委員会事務局職員
農業委員会担当リーダー 瀧森 哲也
農業委員会担当 白井 藍

8. 会議の内容

- 事務局 お疲れ様です。それでは、ただ今より令和7年9月農業委員会総会を始めます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。では開会にあたり開会の挨拶を古家勝夫副会長よりお願ひします。
- 古家勝夫 副会長 ただ今より9月の総会を始めます。それでは、皆様ご起立をお願いします。
- 全員 ～互礼～ よろしくお願ひします。
- 事務局 開会宣言。本日の農業委員さんの出席数は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。
続いて会長挨拶、高橋会長お願ひいたします。
- 高橋会長 ～挨拶～
- 事務局 ありがとうございました。
- ～議長選出～
- 議長 会議規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズに進められますよう皆様方のご協力をお願ひいたします。本日の議事録署名委員は、2番網野和夫委員と、13番石井太郎委員にお願ひいたします。
- それでは議題に移ります。本日の案件は農地法第3条の規定による許可申請が2件、農地法第5条の規定による許可申請が3件、非農地通知の発出が1件、相続税の納税猶予に関する適格証明書が1件となっております。
- それでは、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 ～議案説明～
- 議長 ありがとうございました。
それでは、農地法第3条の規定による許可申請1件目は樋原地区に

なります。説明を担当の高橋さん、お願いします。

説明委員

樋原担当の高橋です。9月16日に現地調査を行いましたので結果を報告します。立ち合いは申請人の○○さん、現在耕作している○○さんの弟の○○さん、○○さん。農業委員会から岡部職務代理、石井農業委員、高橋推進委員。事務局から瀧森リーダー、臼井さんで行いました。

資料2ページをご覧ください。申請地は○○から○○線、○○への分岐点から○○線で○○から約7.5kmほど行った樋原の○○地区になります。譲渡人の○○さんは親から相続しましたが○○に住んでいるうえ、高齢になったため兄弟間で話し合った結果、住居、畠、山林を妹の○○さんが引き受けこととなり、本申請に至りました。

申請地の○○、○○、○○、○○、○○では現在里芋、こんにゃく芋、しょうが、小麦等を作付けしています。又○○、○○、○○、○○には孟宗竹があり、○○さんと○○在住の兄、○○さんとで管理及び耕作をすることです。耕運機等の必要な農機具もそろつておりますこの申請に問題ないと思われますがご審議のほどお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。そのほかになにか質問ござりますか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

賛成多数で、この議案については可決されました。

次に、農地法第3条の規定による許可申請2件目も樋原地区になります。説明の前に外国人の方の取得について事務局から補足をします。

事務局

●外国籍の方の農地取得について

議長

ありがとうございます。同じ場所に非農地通知の発出もありますので併せての説明を担当の高橋さん、お願いします。

説明委員

樋原担当の高橋です。9月18日木曜日に現地調査を行いましたので結果を報告します。立会人は申請人の代理人、○○の○○さん、申請譲受人の○○さん、農業委員会より岡部会長職務代理、石井農業委員、高橋推進委員、事務局から瀧森リーダーと臼井さんです。

地図6ページをご覧ください。申請地は樋原の○○集落です。○○より県道を○○方面に行き○○バス停を右折し○○線を行きます。○○橋を右折し、○○線の分岐点を右折し○○集落内に入り、○○より約4.5km程行った県道の両脇が今回の申請地の内○筆になります。○○、○○には柿、ゆずが植え付けてあり現状で管理することです。

残りの12筆はこのまま500mほどいった○○のバス停の右下、西側が申請地になります。○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○には葉菜、根菜、果菜類を作付けを予定しています。県道から農道が伸びており、水道もついています。写真が8ページから10ページになります。現在は一部を除いて農地に草がかなり茂っていますが、知人の協力を得ながら徐々に耕作が可能な状態にすることです。今回の申請では合計で○筆、○○m²が所有権移転されます。

譲渡人は平成12年に相続を行いましたが○○に住んでおり、管理も難しく今回の申請になりました。

譲受人、○○さんは○○出身の○歳です。入国して19年目になりリモートにて翻訳の仕事をしております。通常の日本語は十分話せます。現在は○○在住ですが譲渡人○○さんの住宅を取得した上、上野原市の移住政策担当者の協力を得ながら○○に移住してくることが決まっております。

本農地を管理作付けしていた譲受人の親戚、○○さんの協力を得て、今後営農基礎を学んでいきます。今後は翻訳の仕事を続けながら、現在○○さんが栽培している作物を継続しながら、友人たちと共同栽培により野菜等を作付けし、自給自足を図る予定のことです。

はじめのうちは○○さんが使用している農機具を借り、今後は刈払機、耕運機等の農機具を揃えていくとのことです。

この農地を取得して、知人を含め共同栽培に興味を持ってくれている数人の協力を得て又地域、近隣の人たちをお付き合いしながら農作業を行っていきたいとのことです。この申請は問題ないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

続けて非農地通知の発出についても説明いたします。

現地調査日、立会い人は3条申請と同じです。
申請地〇〇、〇m²と〇〇、〇m²計2筆は先ほど3条申請があつた〇〇、〇〇の沢沿いにあり、急斜面のうえ林野化していて農地への復元は非常に困難と思われます。
隣接地も林野化しております。2筆は農振農用地ではないため非農地通知を出すことに問題はないと考えます。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

質問委員 以前、西原の案件でこちらも市の空き家バンクの関係で3条の申請の相談があつた際にはいずれ引っ越してくるということだけど、まだ住民票が移っていない、という理由で申請を見送った例がありました。今回の申請もまだ住所が移っていませんが、状況としてなにか違いがあるのでしょうか？

事務局 今回の場合は空き家バンク事業で物件を購入することが決まっており、所有者の意向で物件と農地の売買を一緒に行いたいということでこのタイミングでの申請になっています。農地法の許可が出次第、住宅と農地の契約を結ぶそうです。

質問委員 先月同じ状況で申請者の方に住宅をさきにやって農地は住んでからにしましょうと指導していたと思うので、今回も同じ状況なのに言っていることが異なっているように思うのですが。

事務局 西原の例では譲受人の方は移住ではなく二拠点居住、ということでした。そのため、物件を購入後も東京の住みながら月に数回来るという使い方をすると聞いていました。住むわけではないため農地の管理に不安が残るため、住所を移し、居住してからの申請をお願いした、という経緯があります。今回の〇〇さんは完全に移住していくということでしたので、申請を進めました。

質問委員 3条の許可を受けてから、住宅の状態がよくない、近所をうまくいかないなどの理由で住宅の売買の話がうまくいかなくなり、農地の所有権が中ぶらり状態になるという例も聞きます。この案件が今後順調に売買契約が進むことを祈ります。

- 議長 上野原でも移住を勧めているのでいろんなケースが出てくると思います。各々の状況をきちんと調査して判断していくことが必要になってしまいますね。
- 他に何かご質問、ご意見等ございませんか。無いようでしたら、第3条の議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 審議 全員挙手
- 議長 賛成多数で、この議案については可決されました。
次に、非農地通知について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 審議 全員挙手
- 議長 賛成多数で、この議案については可決されました。
- 次に、農地法第5条の規定による許可申請1件目は上野原地区になります。説明を担当の上原さん、お願いします。
- 説明委員 地区担当の上原です。9月16日に現地調査を行いましたのでこの結果を報告します。立会いは譲受人○○さん、農業委員会から岡部公史会長職務代理、小俣委員、事務局の瀧森リーダーと臼井主任です。申請地、地図は12ページをご覧ください。○○から○○線を東に進み○○の交差点を○○方面に進みすぐ右折した100m先の左手になります。譲受人は申請地において造成工事を行い宅地として3区画を分譲するものです。
申請地は都市計画用と地域内にあり周辺も宅地化が進んでいます。また隣接者の同意もあることから問題ないと思われます。以上報告します。
- 議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 審議 全員挙手

- 議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請2件目も上野原地区になります。説明を担当の上原さん、お願いします。
- 説明委員 地区担当上原です。9月16日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請譲受人の○○さん、農業委員会から岡部公史会長職務代理、小俣委員、事務局の瀧森リーダーと臼井主任です。
場所は地図14ページをご覧ください。○○沿いの○○の脇の道を南に下り、○○を越えた先の突き当たりを西に向かったあたりになります。昨年6月の総会で4条、5条の宅地申請があつた隣接地になります。譲受人は申請地において造成工事を行い宅地として2区画を分譲するものです。
申請地は都市計画用途地域内にあり、周辺の宅地が進んでいます。進入路付近をすでにコンクリートで舗装していたことから始末書も添付されています。また隣接耕作者の同意もあることから問題ないと考えます。以上報告します。
- 議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 審議 全員挙手
- 議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請3件目は秋山地区になります。説明を担当の小俣さん、お願いします。
- 説明委員 地区担当の小俣です。9月16日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。
立会人は申請譲受人の○○さん、農業委員会から岡部会長職務代理、小俣（幸）さん、事務局から瀧森リーダーと臼井さんです。
16ページの地図をご覧ください。○○小学校から北に100mほどいったところになります。
譲受人は申請地を購入し今後駐車場として活用していく計画です。
○○さんは○○で自動車整備工場を営んでいましたが、今後は申請

地に拠点を移し、整備は外注しお客さんから預かった車の駐車場所として申請地を使用する計画です。

また申請地の一部が 40 年前から住宅の進入路として整備されていてたため始末書が添付されています。問題ないと思いますのでご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。

最後に、相続税の納税猶予に関する適格者証明書です。上野原地区になります。報告してもらう前に事務局から相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明をお願いします。

事務局 ●相続税の納税猶予についての説明

議長 では、説明を担当の上原さん、お願いします。

説明委員 地区担当の上原です。9 月 16 日に現地調査を行いましたのでこの結果を報告します。

立会いは申請人の○○さん、農業委員会から岡部公史会長職務代理、小俣委員、事務局の瀧森リーダーと臼井主任です。

調査箇所は 2 箇所です。まず 19 ページをご覧ください。○○の○○にあり、○○の東側の一筆と地図 20 ページ、○○の東側の高台にある 2 筆です。

調査事項はこれら 3 筆がこれまで被相続人により営農がなされていたか、今後も相続人により営農が続けられるのかの 2 点です。

申請人からの聞き取り、並びに現地を調査した結果、当該地はこれまで農地として供されており、また申請人は家族関係者らとともに従前のように農業経営を行っていく旨の言質があったことからこの申請は問題のないものと考えます。以上報告します。

議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。無いようでしたら、この議案につ

いて、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
次回総会日程について事務局お願いします。

事務局 ○次回総会日程：令和7年10月27日(月)

議長 その他に何かありますか。
無いようですので、以上で本日の審議案件は終了し、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局 以上をもちまして9月の総会を終わらせていただきます。閉会の挨拶を岡部会長職務代理よりお願いします。

(岡部会長職務代理挨拶)

全員 ～互礼～ お疲れ様でした。

以上は、この会議の内容を記録したものである。

令和 7 年 9 月 26 日

会議書記　臼井　藍

議事録署名委員と共に記名押印す。

議長

印

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印